

○消防救急関係講習会の受講料の一部負担額に関する規程

平成26年1月15日訓令乙第1号

改定

平成31年2月6日訓令乙第1号

消防救急関係講習会の受講料の一部負担額に関する規程（平成25年10月10日訓令乙第1号）の全部を次のように改正する。

（規程の目的）

この訓令は、消防救急業務を実施するうえで、必要な知識、技術の取得を目的とした講習会への参加を促進することを目的とする。

（受講料の一部負担対象講習）

対象講習は次のうち消防長が認めたものとする。

- 1 岐阜県消防長会が主催する講習
- 2 岐阜県メディカルコントロール協議会が主催する講習
- 3 岐阜県救急医療研究会が主催する講習
- 4 その他、業務上必要な講習

（受講料の一部負担額）

負担額は、受講料の半額とする。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

